

平成22年金融商品取引法改正に係る 政令・内閣府令案等の概要

平成22年10月
金融庁総務企画局・監督局

清算関連の基盤整備に係る諸制度

国内清算機関の基盤強化

[現状]
主要株主規制・最低
資本金規制は規定され
ていない。

金融システム上、危機の伝
播を遮断する役割を担うイ
ンフラとしての重要性

[見直し後]
・ 主要株主規制 (20%以上の議
決権を保有する者に対する認可
制) の導入
・ 最低資本金規制の導入

政令案の
ポイント

最低資本金を
10億円に。

政令・内閣府令
案のポイント

外国清算機関のリンク参入・直接参入

[現状]
清算業務は国内清算
機関のみ可能。
⇒外国の清算機関が我
が国の金融機関を相手
に清算業務を行うこと
はできない。

我が国金融機関において、
取引関係が国際的に構築
されている実態

[見直し後]
○ 国内清算機関と外国清算機関との連携
方式による清算制度を導入
・ 国内清算機関は、認可を受け、外国の清算機関
と連携して、我が国の金融機関へ清算業務を提供
することができる。
○ 外国清算機関制度を導入
・ 外国清算機関も免許を受け、我が国の金融機関
へ清算業務を提供することができる。

・ 免許・認可の審査
基準として、同種類
の業務の経験年数
を3年に。
・ 連携方式の認可
及び外国清算機関
の免許を申請する際
に必要な提出書面
等の詳細を規定。

政令案の
ポイント

清算における債務引受けの概念の実質化等

・ 現行の「債務引受け」に加え、「更改その他の方法」を明記
・ 取引の状況や我が国の資本市場に与える影響等を勘案し、その清算を我が国の免許
を受けた清算機関が行わなくても公益又は投資者保護に支障がない取引を金融商品債務引
受業の適用除外とする。

外国清算機関が清算を
行う取引のうち、我が国
資本市場への影響が軽
微なものとして金融庁長
官が指定する取引を適
用除外。

証券会社の連結規制・監督等

主要株主規制の強化

証券会社等の議決権の過半数を保有する主要株主に対し、証券会社等の適切な業務運営確保のため必要な措置を求める権限を導入

（証券会社が**一定以上の総資産**を有する場合）

川下連結等

①証券会社の親会社グループのモニタリング

一定以上の総資産を有する証券会社の属する親会社グループの適切なモニタリングを行うため、当該証券会社に対し、**グループの財務状況等の定期的報告を要求**

②川下連結（証券会社及びその子会社等グループの規制・監督）

グループ全体の業務・財産状況を記載した**事業報告書・説明書類**の作成等及び**連結自己資本規制比率**の届出・縦覧を義務付け

グループ全体の財務状況悪化等を理由とする行政処分権限等の導入及び子会社への報告徴取・検査権限の導入

（金融庁長官が、証券会社と一体で金融業務を行っている
と認められるグループの親会社を指定した場合）

川上連結

③川上連結（指定親会社及びその子会社等グループの規制・監督）

最終指定親会社には、グループ全体の業務・財産状況を記載した**事業報告書・説明書類**の作成等及び**連結自己資本規制比率**の届出・縦覧を義務付け

グループ全体の財務状況悪化等を理由とする行政処分権限等の導入及びグループ会社等への報告徴取・検査権限の導入

政令・内閣府令・告示案のポイント

総資産の基準額は**1兆円**

◎監督対象となるグループの範囲

採用する会計基準における子会社・関連会社

◎証券会社の親会社グループのモニタリングのための書類

- | | |
|---------------------|----------|
| ①資金調達に関する支援の状況 | } 四半期ごと |
| ②営業上の取引及び業務提携等の状況 | |
| ③最終親会社の連結財務諸表 | |
| ④グループ全体の連結自己資本規制比率等 | |
| ⑤最終親会社の子会社等の状況 | } 事業年度ごと |
| ⑥グループ全体の資本関係図 | |

◎連結事業報告書

（連結財務諸表、子会社等の状況等） → 事業年度ごと

◎連結説明書類

（二連結会計年度の連結財務諸表、子会社等の状況等） } 事業年度ごと

◎連結自己資本規制比率

→ 四半期ごと

◎連結自己資本規制の内容

<川下連結の自己資本規制比率>

単体自己資本規制比率の算定基準をベースとした基準

<川上連結の自己資本規制比率>

- ①川下連結に適用される連結自己資本規制比率に係る基準と、
- ②バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率に係る基準との選択制

その他の改正事項①

【「金融・資本市場に係る制度整備について」(平成22年1月21日公表) 関連】

政令・内閣府令案 のポイント

○ ヘッジ・ファンド規制

- 我が国においてヘッジ・ファンドと同様の運用形態を採用する運用者については、投資運用業者等として、既に規制対象。
- 但し、外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態は、現行の規制対象外。
⇒当該形態によるヘッジ・ファンドの運用も、ごく一部に見られるため、登録対象に。

○ 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

- 地方公共団体は、現行、「アマへ移行可能なプロ」と分類。
- アマへの移行措置を行わない限り、地方公共団体に対しては、リスク説明等に関する書面等を交付する必要なし。
⇒投資者保護の充実の観点から、地方公共団体については、「プロへ移行可能なアマ」に分類を変更。
(プロとしての取扱いの継続を希望する地方公共団体については、施行日前からの移行手続を可能とすることにより、円滑にプロへ移行できるよう措置。)

○ デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

- 個人向けの店頭デリバティブ取引については、投資者保護上問題の少ない一定の取引^(注)を除き、その全般について不招請勧誘を禁止。これに合わせ、再勧誘の禁止、勧誘受諾意思確認義務など、他の販売勧誘等の規制についても同様に対象範囲を拡大。

(注) 継続的取引関係(原資産等の性質に応じて店頭金融先物取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引等に区分)にある顧客を相手方とする取引や、条件付株券貸借取引など。

その他の改正事項②

政令・内閣府令案 のポイント

○ 不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

- 不動産価格の変動リスクに対するヘッジ手段として、不動産デリバティブ取引に関するニーズが高まりつつある状況を踏まえ、フォワード・ルッキングな投資者保護のための対応として、不動産インデックス・不動産価格等を参照指標とするデリバティブ取引を業規制・行為規制の対象に。

○ 証券取引等監視委員会による建議関係

- 主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（事業型ファンド）に係る分別管理の徹底、及び、投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、契約締結前交付書面の記載事項に、具体的な分別管理先や分別管理の実施状況を追加。

○ 有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化

- 現行、外国業者が、国内の金融商品取引業者等から有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引（金利先物取引等）の注文を受けることは、取引ニーズが高く、弊害も小さいため、規制対象外との取扱い。
⇒外国業者が、国内の金融商品取引業者等から注文（取次ぎによるものを含む）を受ける場合や、勧誘をすることなく、国内のプロ顧客^(注)の注文を受ける場合には、規制対象外であることを明確化。
(注) プロ顧客とは、金融商品取引業者等、適格機関投資家、資本金10億円以上の株式会社等。